

矢板市地方創生推進及び創業支援のための後援名義の使用承認等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市の地方創生の推進及び創業支援に資する事業に対する矢板市の後援名義（以下「創生創業後援名義」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 創生創業後援名義の使用の承認の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 矢板市の地方創生の推進（矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年1月策定）に掲げる基本目標を実現するための施策の展開をいう。以下同じ。）に資する事業

(2) 事業者（対象事業の実施主体をいう。以下同じ。）の創業支援に資する事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

(1) 事業者が本業として経常的又は継続的に実施する事業（概ね10日以上継続して実施する事業をいう。）

(2) 次条の審査基準を満たさない事業

(3) 矢板市後援等名義等の使用承認等に関する要綱（平成21年7月1日制定）の規定により後援の承認を受けることができる事業

(4) 市長が次のいずれかに該当すると認める事業

ア 特定の政治活動又は宗教活動に係るもの

イ 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの

ウ 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの

エ 暴力団等の反社会的勢力（組織犯罪対策要綱（平成26年8月18日付け警察庁次長通達）第7第1項第1号アに掲げる者をいう。）が関与し、又は関与する可能性があるもの

オ 行政運営に支障を来すおそれがあるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、創生創業後援名義の使用の承認が不適當と認めるもの

（審査基準）

第3条 創生創業後援名義の使用を承認する際には、この条に規定する審査基準を満たさなければならない。

2 事業者は、市民税の納税義務者（矢板市市税条例（昭和30年矢板市条例第36号）第23条に規定する納税義務者をいう。）であって第5条の規定による申請があった日において市税の滞納がないものとする。

3 事業の実施場所は、原則として市内とする。ただし、矢板市の地方創生の推進又は創業支援に資することが明らかであると市長が認めるときは、事業の実施場所が市外であっても後援することができる。

4 事業計画及び収支計画並びに事業収益の処分案が、矢板市の地方創生の推進又は創業支援に資することが明らかであること。

5 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

6 同一の事業者について、同時に2以上の創生創業後援名義の使用の承認申請が行われていないこと。

7 同一の事業者について、創生創業後援名義の使用期間（創生創業後援名義の使用の承認申請の日から実績報告の提出の日まで（創生創業後援名義の使用が不承認又は取消しとなったときは、その日まで。）の期間をいう。）の満了前に、他の創生創業後援名義の使用の承認申請が行われていないこと。

8 対象事業が前条第1項第2号の事業の場合は、次に掲げる条件を満たしていること。

(1) 対象事業の実施期日（実施期間のときは、その初日。）が、事業者の創業の日（法人の設立の日又は個人事業主として事業を開始した日をいう。）から5年以内であること。

(2) 事業者は、矢板市、栃木県若しくは国又は中小企業支援団体（矢板市中小企業及び小規模企業の振興に関する条例（平成29年矢板市条例第2号）第2条第4号に規定する者をいう。）が実施する創業支援制度を利用し、又は矢板市商工会の推薦を受けていること。

(3) 後援の回数は、同一の事業者による同一の事業（同一と認められる同種の事業を含む。）について各年度3回まで、かつ、累計5回までであること。

（後援名義の使用）

第4条 創生創業後援名義の使用の承認を受けた事業者は、市が後援している旨の表示又は公表をすることができる。

2 前項の表示を行う場合には、矢板市後援等名義等の使用承認等に関する要綱による後援と区別するため、次の各号のいずれかの方法による表示をしなければならない。

(1) 矢板市[㊦]

(2) 矢板市（創生創業）

(申請手続)

第5条 創生創業後援名義の使用の承認を受けようとする事業者は、事業を実施しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した創生創業後援名義使用承認申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業の名称
- (3) 対象事業の区分(第2条第1項第1号又は第2号の区分)
- (4) 前号の対象事業の区分が第2条第1項第2号の場合にあっては、第3条第8項各号の状況
- (5) 事業の実施期日又は実施期間
- (6) 事業の実施場所
- (7) 事業計画
- (8) 収支計画
- (9) 事業収益の処分案
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第2号から第10号までに掲げる事項については、それぞれの事項が記載された資料を添付することにより、申請書への記載を省略することができる。

(承認の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、創生創業後援名義の使用の承認の可否を決定しなければならない。

2 創生創業後援名義の使用を承認する場合は、市長は、創生創業後援名義使用承認決定通知書(別記様式第2号)により事業者に通知するものとする。この場合

において、市長は、必要と認める条件を付することができる。

- 3 創生創業後援名義の使用を承認しない場合は、市長は、創生創業後援名義使用不承認決定通知書（別記様式第3号）により事業者へ通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 事業者は、申請書に記載した事項に変更があった場合には、遅滞なくその内容を創生創業後援名義申請内容変更届（別記様式第4号）により市長へ届け出るものとする。

（承認の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、創生創業後援名義の使用の承認を取り消さなければならない。

- (1) 偽りその他の不正な手段により承認を受けたと認められる場合

- (2) 第2条第2項の規定により対象事業とならないことが承認後に判明した場合

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、創生創業後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項後段の規定により付された条件に違反し、事業の実施の日までに条件の履行又は違反状態の解消が見込めない場合

- (2) 前条の届出による変更後の内容が、創生創業後援名義の使用の承認に適さないと認める場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、創生創業後援名義の使用の承認に適さないと認める事実が判明した場合

- 3 前2項の規定により創生創業後援名義の使用の承認を取り消したときは、市長は、創生創業後援名義使用承認取消通知書（別記様式第5号）により事業者へ通知しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業者は、事業終了後速やかに創生創業後援名義実績報告書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、矢板市の地方創生の推進又は創業支援の効果を検証するために、事業終了後一定期間が経過した後、事業者に対し必要な報告を求めることができるものとする。

(市の責任の範囲)

第10条 市は、創生創業後援名義の承認をした事業に要する経費を一切負担しない。

2 市は、事業者が第三者に与えた損害について、一切責を負わない。

3 市は、第8条第1項又は第2項の規定による承認の取消しにより事業者が被った損害について、一切責を負わない。

(事務の主管課)

第11条 この要綱に規定する事務は、総務課において処理する。

2 創生創業後援名義の使用の承認に際しては、対象事業に関する事務を所掌する課等と協議のうえ決定する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(矢板市後援等名義等の使用承認等に関する要綱の一部改正)

第2条 矢板市後援等名義等の使用承認等に関する要綱の一部を次のように改正す

る。

第2条第1項第1号中「振興」の次に「、地方創生の推進」を加え、同条第3項第5号中「営利」の次に「（概ね当該事業の収入に対する支出の割合が0.8に満たないものをいう。）」を加え、同項第7号を次のように改める。

- (7) 暴力団等の反社会的勢力（組織犯罪対策要綱（平成26年8月18日付け警察庁次長通達）第7第1項第1号アに掲げる者をいう。）が関与し、又は関与する可能性があるもの